

平成31年霞台厚生施設組合議会
第 1 回 定 例 会 議 録

平成31年2月22日（金曜日）午後2時30分開会

議事日程

平成31年2月22日（金曜日）午前2時30分開会

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 議会運営委員の選任について
 - 日程第5 諸般の報告
 - 日程第6 議案第1号ないし議案第3号
-

本日の会議に付した案件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 議会運営委員の選任について
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 議案第1号ないし議案第3号

追加日程第1 議案第4号

出席議員 16名

1番	櫻井茂君	9番	大槻勝男君
2番	植木弘子君	10番	戸田見成君
3番	久松公生君	11番	岡崎勉君
4番	久保田良一君	12番	田家勇作君
5番	小松豊正君	13番	山本進君
6番	石井旭君	14番	荒川一秀君
7番	川村成二君	15番	田谷文子君
8番	高安能久君	17番	櫻井信幸君

欠席議員 1名

16番 澤 秀雄君

法第121条により出席した者

管理者	今泉文彦君	事務局長	小澤喜蔵君
副管理者	島田穰一君	総務課長	宮本明君
副管理者	坪井透君	業務課長	高野浩通君
副管理者	小林宣夫君	建設計画課長	嶋田勉君
会計管理者	横田克明君		

職務のため出席した者

事務局次長	佐藤博之君	係長	金田匡博君
係長	雨貝三和子君	主幹	加藤隆一君
係長	比家昌幸君		

平成31年2月22日（金曜日）

午後2時30分 開会

◎開会の宣告

○議長（山本進君） 傍聴人の皆様にあらかじめ申し上げます。

傍聴に際しては、議事に対して賛否を表明したり声を出すことを禁じておりますので、ご注意ください。これが守られない場合は退席を命じるので、ご承知おきください。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、これより平成31年霞台厚生施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しました日程表のとおりでございます。

これより日程に入ります。

（日程第1 議席の指定）

○議長（山本進君） 日程第1、議席の指定について。

霞台厚生施設組合議会会議規則第3条第1項の規定により、新たに選出された議員の議席は、

3 番 久 松 公 生 議員
7 番 川 村 成 二 議員
1 1 番 岡 崎 勉 議員
1 5 番 田 谷 文 子 議員

以上のとおり指定します。

(日程第2 会期の決定)

○議長(山本進君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(山本進君) ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決しました。

(日程第3 会議録署名議員の指名)

○議長(山本進君) 日程第3、会議録の署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

1 1 番 岡 崎 勉 君

1 2 番 田 家 勇 作 君

の両名を指名いたします。

(日程第4 議会運営委員の選任)

○議長(山本進君) 日程第4、議会運営委員会の選任について。

先般執行されたかすみがうら市議会議員の一般選挙に伴い、現在、かすみがうら市選出の議会運営委員が欠員となっておりますので、霞台厚生施設組合議会委員会条例第3条の規定により、議長において川村成二君を指名いたします。

(日程第5 諸般の報告)

○議長(山本進君) 次に、日程第5、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により本日出席を求めた者は、

管 理 者 今 泉 君

事 務 局 長 小 澤 君

副 管 理 者 島 田 君

総 務 課 長 宮 本 君

副 管 理 者 坪 井 君

業 務 課 長 高 野 君

副 管 理 者 小 林 君

建 設 計 画 課 長 嶋 田 君

会 計 管 理 者 横 田 君

以上であります。

(日程第6 議案第1号ないし議案第3号)

○議長(山本進君) 次に、日程第6、議案第1号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第2号)ないし議案第3号・霞台厚生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの3件を議題といたします。

管理者から各議案に対する提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者(今泉文彦君) 平成31年霞台厚生施設組合議会第1回定例会にあたり、本日ここに提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

最初に、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の4市町が進めております一般廃棄物処理施設の広域化整備事業は、実施設計が終わり、施設の概要が具体的にイメージできるところまでまいりました。さらに、造成工事も始まり、建設工事が順調に進んでいる状況であります。これも、ひとえに議会の皆様、住民の皆様のご理解とご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。

この広域化整備事業は、時限的に貴重な国の財源を活用させていただき、非常に厳しい事業スケジュールの中で推進していることから、平成32年度の完成に向け一時の停滞も許されないため、請負事業者には万難を排して事業の遂行にあたっていただくとともに、今後も引き続き皆様のご協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、議案の説明に入ります。

議案第1号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第2号)について。

本案は、平成30年度一般会計歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億3,078万円を減額して、補正後の歳入歳出予算の総額を16億8,223万円といたしました。

予算を大幅に減額する主な要因は、先ほど申し上げました実施設計の完了により、工事の内容及び事業スケジュールが精査された結果、事業費の年割額が変更されたことによるものでございます。なお、全体工事の完成時期は当初予定どおりですので、よろしく願いいたします。

そのほか、人事異動及び給与改定に伴う人件費や環境センターの塵芥処理経費の不足分を補正するものであります。

次に、議案第2号・平成31年度一般会計予算について。

一般会計予算の総額は、前年度当初予算額に比較して54億8,633万円（254.3%）増の歳入歳出それぞれ76億4,373万円といたしました。

その歳入の内訳については、

分担金及び負担金 51億2,827万3,000円（239.0%増）

使用料及び手数料 1億6,100万円（1.9%増）

国庫支出金 22億5,758万7,000円（428.1%増）

財産収入 2,564万円（9.3%増）

繰入金 100万円（増減なし）

繰越金 7,014万5,000円（102.9%増）

諸収入 8万5,000円（6.6%減）

でございます。

次に、歳出の内訳を申し上げますと、

議会費 235万円（9.3%増）

総務費 4,920万円（4.0%増）

衛生費 75億8,924万円（260.5%増）

公債費 21万円（増減なし）

予備費 273万円（7.8%増）

でございます。

歳出予算のうち、

衛生費・塵芥処理費 5億3,662万円（2.1%増）

衛生費・施設整備費 70億5,262万円（346.4%増）

となっております。

債務負担行為につきましては、リース期間が満了となります職員配備用パソコンの更新と、AEDを新たに借り受け、設置するものでございます。

一時借入金については、資金収支の状況を勘案して、借り入れをする場合の最高限度額を設定したものでございます。

なお、予算の詳細につきましては事項別明細書をご参照いただきたいと思います。

次に、議案第3号・霞台厚生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本案は、地方自治法の規定に基づき、組合の資金収支について例月出納検査を実施するため、条例を制定するものでございます。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。

十分ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

以上です。

○議長（山本進君） 以上で説明は終わりました。

（日程第7 一般質問）

○議長（山本進君） 日程第7、一般質問を行います。

なお、質問・質疑の時間は1議員30分以内とし、形式は一括方式といたしますので、厳守願います。

また、規定により、質問回数は2回までとなりますので、よろしく願いいたします。

5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

第1項目は、新広域ごみ処理施設の建設費総額と財源についてであります。

（1）前回、平成30年10月31日の第2回定例会におきまして、新広域ごみ処理施設の建設費総額はどうか質問いたしました。これに対して、総額184億2,000万円と答弁がありました。

〔大槻勝男議員 入場〕

そこで、この中に入っていないのはあるのか、解体工事費だけなのか、そのことをお伺いいたします。

（2）現在3市1町で稼働している3つのごみ処理施設の解体工事費を新広域ごみ処理施設の建設費総額に入れないと、住民にとって規模の大きさ、金額の大きさがリアルに認識できないので入れるべきだと考えますけれども、なぜそれを明確にしていないのか、解体費はどのように見積もっているのか、見積もっているけれども議会に出さないのか、全くやっていないのか、なぜやらないのか、質問いたします。

かすみがうら市議会の平成30年第4回定例会における佐藤文雄議員の一般質問が議事録に載っておりますけれども、そこでは、松戸市では約200トンの規模の解体費用が12億1,000万円と披露されております。トン当たりになると605万円であります。単純に処理能力のトン数で考えれば、現在の霞台が126トン、茨城美野里が105トン、新治地方広域が120トンで、3施設合計で351トンになりますので、トン当たりの605万円を単純に掛ければ21億2,355万円となります。そうすると新広域ごみ処理施設の建設費総額は、それを加えますと205億4,355万円となります。優に205億円を超えます。大変な額になるわけですがけれども、この財源はどう考

えているのかお伺いたします。

(3) 中間置き場に係る基本方針はどうなったかという問題ですけれども、昨年10月31日の第2回定例会における執行部の答弁では、このように述べております。「作業部会を8月より開催し、年内をめどに基本方針の検討を進めております」というふうに答弁をしております。この中間置き場に係る基本方針です。

中間置き場は、現在、霞台に1日当たり平均190台と。1日です。搬入車が。中間置き場をつくらない場合は450台と。中間置き場をつくった場合は298台となると。だから、そういう意味で、中間置き場をどうするのかというのは、本当にこの霞台の新しい施設がかかわる重大な方針なんです。それをいまだに私は聞いておりませんが、どうなったのか明確にお答えください。

以上が第1項目についての第1回目の質問であります。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長（嶋田勉君） ただいまのご質問の1、新広域ごみ処理施設の建設費総額と財源について、(1)から(3)について答弁申し上げます。

議員ご質問の総額約184億2,000万円の内容につきましては、これまで新ごみ処理施設建設工事費の契約額165億2,400万円、施工監理費等が約3億8,000万円、東京電力に対する電気接続に関する負担金が約4億4,000万円、道路改良工事に関する費用が約5億円、地域還元施設に関する費用が約6億円と説明してきておりますが、そのほか、既に予算化させていただいております周辺環境整備費のほか、既存施設の解体撤去費と中間置き場の設置にかかる費用が別に見込まれております。

次に、(2)について答弁いたします。

新治地方広域事務組合では既に構成団体と協議中です。また、茨城美野里環境組合においては今後協議をしていくことになるかと聞いておりますが、跡地利用を含め、各組合の方針が決定次第、それぞれの団体において公表されることになると思いますので、本組合において言及できないことをご理解ください。

また、本組合の解体撤去費用につきましては、31年度以降に構成団体との具体的な協議を開始して、総合的な観点から既存施設の解体設計を検討し、議会にも随時報告しながら進めていく方針ですので、よろしくお願いたします。

次に、(3)について答弁いたします。

中間置き場に関する基本方針は、3市1町の協定によりおおむね決定しておりますが、具体的な整備計画については現在調整中でございます。

今後、具体的な内容がまとまり次第ご報告いたしますので、よろしくお願いたします。

なお、中間置き場の設置運営費につきましても、3市1町で負担していくことで既に協議は整っております。

以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） この解体費用については、今言われたのは霞台、それからあと新治です。それから茨城町。これは、数字は出ているんだけど、協議中だと。関係市町と。というふうに答弁されたと思いますけれども。それから、ここの霞台はどういう段階なのか、ちょっと聞こえなかったの。現在の。現在、この霞台の解体というのは、協議して大体出ているのか、全くやっていないのか。やっていないとすれば、どういうわけでそれが進んでいないのか。それがちょっとよく聞き取れなかったの、あるいは答えられなかったと思うので、その点を明確に答弁をしていただきたいと思います。

それから、中間置き場の問題は、この184億2,000万円と。総額です。これに、言われたとおり、2つ入っていないと。解体の費用と中間置き場の費用というのは入っていないということでございます。

それで、この解体費用とか中間置き場費用というのは明確に広域合併している霞台で持つのか、それとも、この解体というのは、新治、茨城美野里、いわゆる霞台、3つあるんだけど、これは、それぞれのところは要するにそれぞれの、例えば新治の組合の精算、そういう財政的な処理と合わせてだと思わないか、それぞれが持つということなんですか。それを明確に答えていただきたいと思います。

以上です。2回目はそこです。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長（嶋田勉君） 霞台組合の解体費用につきましては、31年度以降に構成市団体と具体的な協議をするという予定になっておりますので、費用についてはまだ出ておりません。

次の質問で……

○5番（小松豊正君） いやいや、新治とあれはどうなの。出ているの。

○建設計画課長（嶋田勉君） 新治と……

○5番（小松豊正君） 茨城美野里は。

○建設計画課長（嶋田勉君） 茨城町も数字は出てございません。

○5番（小松豊正君） 出していないの。

○建設計画課長（嶋田勉君） はい。

○5番（小松豊正君） 新治も。

○建設計画課長（嶋田勉君） 新治につきましては、まだ聞いてございませんので。把握して
ございません。

次の質問で、それぞれの負担はどこで持つのかというご質問につきましては、これはそれ
ぞれの組合で持っていただくことになっております。

以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 2回目、次に行くしかありません。

次、第2項目です。

マテリアルリサイクル施設の建設費です。妥当なのかということについて質問いたします。

（1）第1期計画の22億円です。これは、震災復興特別交付税が措置されるということで、
この際マテリアルリサイクル施設も一緒にやっってしまうということで決められたのが22億
円です。それが予定価格では33億になり、落札価格は約40億円、ちょっと40億に欠けるん
ですけれども、40億円になりました。そこで、まず、このことを認めるかどうかです。

それで、第1期の、それから第2予定価格、それから第3の、つまり落札価格は総額が165
億2,400万円。それで焼却施設の建設にかかったのが125億4,095万円、マテリアル施設が39億
8,305万円。これは、実際に落札して焼却施設に幾らかかったのかという質問に対して、霞台
の担当者は明確に125億というふうに答えているわけなので、これがマテリアルは39億8,305
万円になるわけなんですけれども、これは、そうなったという事実は認めますか。それがま
ず1つです。

それから、その上で、当初の22億円が、これは破碎設備が1日20トン、それから選別設備
が1日2トンで合わせて22トン、そういう意味では1トン当たり1億円、22億円ということ
だったのが、最終的な結論として約40億円になったわけですので、これが1.8倍に膨れ上が
ったんです。こういうことが全く納得できないんですよ、どう考えても。これが、全体的には
この予定価格が落札価格はぐっと減るわけなんですけれども、ところが、マテリアル施設は減ら
ないで増えるんです。

この問題について、前回の私の質問に対して事務局長が答弁をしましたがけれども、非常に
わかりづらい。私も前回、わかりづらいというふうに言いました。どういうふうにわかりづ
らいかという、議事録の14ページに出ていることなんですけれども、2つの中身に分けて、つ
まり焼却施設とマテリアル施設と2つに分けて事業を管理をしておるんです。それで。

しかし、純粹にマテリアルリサイクル施設だけの計画、工事とは違うんです、考え方も違
うんですというふうに答弁しているものね。そうしたら、第1期で22億円というふうに分か
れていますよ、明確に。つまり建設工事費とマテリアル施設を分けているんですよ。それか

ら予定価格でも分かれていますよ。落札価格になったら、それはそんな明確に、一応は事業を管理するんだけど、純粋にそういうふうには分けられないんだと、考え方が違うんだと言っているわけですよ。そんなばかなことないですよ。こんなことは最初からそうやらなければいいんですよ。非常にこれは曖昧なんですよ、これは。

だから、これは答えてもらわないと、このやっぱり落札というのはおかしいと。正しくない。何かあったときに、こういうふうになるわけであって、私はそこを聞いておるわけです。だから、そういう2つに分けたんだけど、純粋に分けられませんということでは、これは全く答弁にならない。それじゃ最初からそういうふうに分けなければいいんですよ。分けているんだから全部分けて、だからなぜこういうふうに22億と40億なんか膨れ上がるのか。こういう結果になるのは全く誰が考えてもおかしいんですよ。だから、それを明確に説明をしていただきたいと思います。

それから、(2)のマテリアルリサイクル施設の建設費ということで考える場合は、一般的に業界は何を基準にどう考えるんですか。トンで考えるのか。明確に基準を述べてください。

3番目に、全国的な例もいっぱいあると思うんですよ。こういう焼却施設、マテリアル施設を一緒につくるという場合がね。この場合の全国的な例も皆さんよくわかるでしょうから、専門家は。私も、こういうふうにはわざわざ一般質問で、全国にあるやつはどうなんだということを知っているわけですよ。全国的な例から見て妥当なんですか。いわゆる破碎基準が1日20トンで、選別設備が1日2トンで、合わせて22トンで考えてみた場合に、全国的な妥当な価格とは言えないんだと思うんだけど、言えますか。言えるんだらば、そういう資料を明確に出してください。

以上が第1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田勉君。

○建設計画課長（嶋田勉君） ただいまのご質問のマテリアルリサイクル施設の建設費は妥当かについての答弁を申し上げます。

(1)について答弁いたします。

平成30年第2回定例会においてご説明をさせていただきましたとおり、当初の22億円は、平成27年度に作成いたしました一般廃棄物処理基本構想におけるマテリアルリサイクル推進施設の概算事業費として、全国の21年度から26年度の規模単価をもとに算出したものです。

その後、3市1町の協議により処理対象物及び分別区分を調整の上、直近の平成26年度から27年度のごみ処理実績を考慮し、複数の事業者の見積を参考に再算定した結果、約33億円として地域計画の変更を行った経緯です。

当組合の整備する施設は、循環型社会形成推進交付金を活用して事業を進めており、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設を一体的な建物として整備することから、総額での変更はございませんが、落札時に交付金の交付対象となる工事種別を振り分けた結果、40億円となったものをご理解いただきたいと思ひます。

(2) につきまは、建設費の基準はありません。全国を受注実績の調査結果に基づき、建設費の設定を行つています。

(3) につきまは、マテリアルリサイクル施設については、処理対象物、処理システムの構成、処理、貯留の内容等が異なると、同様の施設規模でも建設費等が異なりますので、全国的な例を挙げての比較となりますと難しいと思ひます。

また、議員も当時指摘された入札価格が年々上昇する中で、要求水準書をもとに施設全体の設計・建設業務を約191億円で発注したのに対して、約165億円で入札されたことは妥当な価格であったと考えております。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) よく聞いてメモをしたんだけど、よくわかりませんよね、この関係は。33億だったのが40億になったというのが妥当であるということについては、ちょっと明確、そういう説明になっていないと思うんだよね。つまり22億、最初の同じマテリアル施設を20トンと2トンの関係からいうと、22億だったのが40億。倍にはならないけれども、倍近くになる理由の説明がつかないんじゃないですか、今言ったものでは。よくみんなこれ、私、聞いていても、よくわからないです。だから、何でそんなことが起きるんだと。特別なもう何かを変えたんですか。それとも、どういう理由なのか。というのは、今聞いたのではちょっと理解ができないので、もっとこれ、我々にわかるように、もう一回言ってもらえませんか。専門家じゃない人にもわかるように。普通おかしいでしょう、これ。22億、33億、40億。同じ20トンの破砕、2トンの。もうそういうものがそんなになぜ変わるの。わからないですよ、そういう説明では。説明を求めます。

○議長(山本進君) 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長(嶋田勉君) 落札時におきましては約40億円として、循環型社会形成推進交付金の取り扱い要領に従ってどちらかに事業分けをすることから、計算を一時的に分けた時期もありましたが、今回の整備事業における具体的な建物の場合は、造成工事や擁壁工事など、どちらの事業として計上されるのか、マテリアルリサイクル推進施設の事業内容の対象になるのか、事業を進めながら柔軟な対応をしております。総額としては変わらないんですが、今後も調整等が発生するものでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 最初から分けなかったらいいじゃないですか、そうしたら。そういうふうに循環型交付金がもらいやすいようにか、そういう便宜をやったということでしょう。そういうふうに初めから分けるとおかしくなってくるんですよ、そういうことになれば。だから、そうならないためには、そういうふうにしなければわけがわからないですよ。

第3項目に行かなければいけませんので。

第3項目、地域還元施設等整備について質問いたします。

この基本構想（案）、これは一生懸命皆さんが努力されて、非常にある意味詳細なものができ上がって、全部読みました。

質問ですけれども、（1）は、モデル候補地Aというのがありますよね。それからモデル候補地Bというものがあって、モデル候補地Aというのは、今の霞台の焼却施設がある中につくると。Bは、その脇につくるというふうに図解されていますけれども、メリット、デメリットもこれには書いてありますけれども、一応説明を求めます。

関連して、ごみ基本構想（案）の57ページ、こういう記述があります。「なお、モデル候補地は内容を検討するための材料であって、候補地案ではない」という記述がありますけれども、モデル候補地をわざわざそういうふうに具体的に資料までつけて挙げて、しかし、これは候補地案じゃないというんですけれども、どういう意味なのか大変わかりづらいです、これは。こんなふうにやるんだとしたら、こういう条件があるところはこうで、こういうところはこうだと。つまり、今のごみの焼却場施設があるところにつくるという場合はこうで、そうじゃないところにつくればこうだというふうに言い方があるんですけども、地図までつくって明確に、非常にリアルですよ、これは。だから、これは候補地案であるというふうに我々は思うんですけども、わざわざこれは候補地案ではないということになってくると、どういう意味なんですか、これは。わかりづらいから、説明を求めます。

（2）なぜ、ごみ焼却熱をお風呂に活用しないのかということについて、納得いく説明を求めます。

このことは、基本構想（案）の56ページの最後に、「注」として次の記載があります。「新広域ごみ処理施設の特性を活かした機能について。基本構想において、余熱利用の可能性については継続して検討を行うこととし、余熱利用施設の可能性を残す」と、ここにわざわざ注で書いてあります。

これは、我々も、やはり白雲荘を解体して新たな代替施設をつくっていく場合は、当然ごみを燃やすわけですから、その熱を利用するというのは当たり前なんですよ。我々もみんな、住民の皆さんもそう考えておまして、ところが、ある場面で、栗山、前の担当者が「いや、そうじゃありません。一切ごみを燃やした熱は使いません」と、こう言い切りました。「え

っ、何これ。何でごみ燃やしてもそれを使わないで、また温浴施設をつくるのか。こんな矛盾、おかしいことあるのか」と。ここは温泉地でもないわけですよ。熱は非常に大事ですよ。そういう場面があって、だから、なぜ明確にこういう位置図まで書いてあるわけだから、このA案、B案はごみの焼却施設のすぐ近くにつくるというふうになっているわけですよ。A案B案は。だったら、余熱利用するのは当たり前でしょう、これ。なぜこういうふうなことになるんで、逆のことを言った経過もあるんですか、これ。それを説明してください。

(3)は、供用開始までの期間、すなわち基本構想(案)によると、モデル候補地Aの場合には2017年度解体から2023年度の供用開始までの6年間、モデル候補地Bの場合には2017年から2022年供用開始までの5年間もの長い間、これまで白雲荘を利用してきた地域住民には多大の迷惑をかけることになるわけです。今まで頼りにしていた温浴施設がなくなってしまったわけですから。

ですから、これらの住民がいかにこの白雲荘を非常に親しんで使ってきたかというのは、皆さん方がつくった基本構想(案)のアンケート、住民の声がよく載っていますので、非常に明確にこれが載っているんです。非常に生活に欠かすことができない施設であったことがよくわかります。

それだけに、この5年間、6年間は使えなくなるわけなので、住民の皆さんから要望が出ている、これらの住民が——新治地域のふれあいの里を利用した人も随分多いから、利用者が増えているということです。統計も出ているとも聞いておりますので——200円だったのが500円払わなきゃならない。差額の300円を軽減してほしいというのは、これ当然の要求ですよ。自分たちが解体したいわけじゃなくて、そういう公的な理由というふうに言われて、非常に反対なんだけれども、解体されちゃったわけです。一方的に。そういう意味では。だから、その不便の差額300円を何とかしてもらえないかというのは当たりの要求で、これを検討するようにお願いしているんだけれども、どうなっていますか、これは。これはもう2017年度から1年半くらいたっているのかな、いつ結論を出すのか。明確な説明を、管理者も含めて質問をいたします。

○議長(山本進君) 建設計画課長・嶋田勉君。

○建設計画課長(嶋田勉君) ただいまのご質問の3、地域還元施設等整備についての(1)について答弁申し上げます。

地域還元施設の候補地の考えについては、議員ご承知のとおり、先日配布いたしました地域還元施設等整備基本構想(案)において、地域還元施設という施設の性格から、新処理施設から遠方は考えづらいため、候補地A、現在の霞台の敷地内を活用する、候補地B、霞台の敷地外に土地を求めることの2つを説明しております。

それぞれ候補地のメリット、デメリットですが、まず候補地Aについて、メリットとして、敷地内であるため土地の取得費用がかからないこと、既に造成されており、ほかに用地を求めるより土地の整地の手間が少なく済むことがございます。デメリットとしては、現在の処理施設を解体してからの工事になるため、候補地Bと比較すると供用開始が遅くなる可能性があります。また、ごみ搬入車両等と同じ進入路となることが見込まれること、焼却炉解体時の土壌等の調査を実施し、調査の結果によってはそれらに対応するための期間や費用が発生いたします。また、新処理施設建設にあたり、小美玉市から都市計画の決定を受けておりますので、都市計画の変更の可能性が発生する場合がございます。

次に、候補地Bについてですが、メリットは、Aに比べ供用開始が早期に見込まれること、進入路においては、ごみ搬入車両とは分けた独自の導線計画によることができます。デメリットとしては、土地の取得費用が発生することが考えられ、係る土地の造成費等、所有者との用地交渉がどうなるかということがございます。

A、Bは位置図ではございません。

続いて、(2)について答弁申し上げます。

これまでも答弁させていただいており、新ごみ処理施設工事発注にあたり、事業者への要求水準書において、エネルギー回収についても条件を提示する必要がありました。発注時点で、還元施設への余熱等の供給については、施設の規模や内容、建設地等が確定しなかったため、全量売電として発注した経緯がございます。

また、余熱利用については、全量発電ということで議会からもご理解をいただいているところであり、これから還元施設を進めるにあたって、(1)でも説明いたしました処理施設敷地の内・外という立地のこともございますので、現時点でのごみ焼却による余熱利用については全量発電とする方針に変更はございません。

続きまして、(3)について答弁申し上げます。

これまでも説明させていただいておりますとおり、石岡市並びに新治広域事務組合両者の協議を見守っていきたく存じます。

当組合としましては、基本構想の策定に伴い、新年度から基本計画等において地域還元施設の整備をより具体的に進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 管理者の答弁がありません。300円の。軽減の。責任者の管理者に答弁を求めたいと思います。

○議長(山本進君) 管理者・今泉君。

○管理者(今泉文彦君) 検討結果をいつ出すかということでございますけれども、これにつ

いては、差額の300円軽減という内容だと思いますけれども、両方の協議を見守っていききたいという、今、担当課長が申し上げましたとおり、見守っていききたいというところでありますけれども。

利用者の立場に立って考えたとき、一刻も早くそういう結論を出さなければならないということでございます。これについては協議を早く進めるようお話をしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 2回目の質問ですけれども、これは全員協議会のときもちらっとは出ましたけれども、この場所の確定、いわゆる地域還元施設の場所の確定、これは、どのような手続を経て、いつ決めるのか、もう一度明確な答弁をお願いしたいと思います。一つはですね。

それから、こういう場所で、温泉地でもないところで、たくさんのごみを燃やして熱が出ると。その熱を温浴施設で使うのは常識的、我々はそう思ったけれども、そうでないと。その理由は全エネルギーを発電に使うためなのだという答弁がありました。これについては我々はずっと問題提起をしております。ごみ発電については。後でも質問しますけれども、発電するためにごみが必要なんじゃないかと。そういうところも全国には起きているんですけれども。発電をするためにごみをもっと欲しいと。あるいはコークスを燃やすというところまであると。それはごみの減量化というのと相反することだと思います。ということがあるので、少なくとも私は、このごみ発電、賛成はしていません、これは。そういう点で、ごみ発電することについてはいろいろな意見があるわけです。

ですから、今、明確になって、ごみ発電に全部エネルギーを使うといたら、使われたということはあるんだけど、これはそういうごみの減量化に相反することになっちゃうので、これはもう一度考えていただいて、やはりこの注に新著に書いてあるように、燃やしたごみは、ある意味こういう温浴施設に使うということ、常識的な対応をしてもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

それから、300円のやつについては協議と言うんだけど、私は、どことどこが協議するのかと。そういう協議の上において、やはりこの責任を持つ管理者にもっと積極的な役割を果たしてもらいたいと思います。積極的になるべし。なぜやらないんだということで早く決めて、それでやっぱり住民の期待に応えるということになると思うんです。やっぱり大分住民の皆さんの意見と違うと思うので、その辺、いかがでしょうか。これが第2回目の質問です。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） それでは、小松議員の2回目の質問に対しましてご答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目、用地選定のことにつきまして、どのように進めていくつもりなのかというご質問だったかと思いますが、こちら、先ほど当建設計画課長のほうでも答弁をさせていただきましたように、平成31年度中に、さまざまな要素を検討した上で、スピード感を持って用地の選定を進めてまいります。

検討にあたりましては、構成市町及び検討委員会などの意見を参考とさせていただきまして検討し、正副管理者と相談をした後、案が固まり次第、議会にも説明をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほうを賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、余熱利用としてお風呂に利用をできないのかというようなご質問、前回、前々回の議会におきましてもご質問をいただいている件ではございますが、私どもといたしましては、全量発電につきましては既に当組合議会におきましてもご理解をいただいているものと理解しておるところでもございますし、既に性能発注ということで要求水準書をもとにJVと契約をしているというような内容もございますので、先ほどの答弁の内容のとおりというようなことになったとご理解のほどよろしくお願いをすることでございます。

そして最後に、300円の先ほどのお話、差額についての協議云々のご質問がございましたが、先ほど当組合の管理者のほうからも協議を早くしたいというような答弁もございましたが、我々も利用者の立場に立って、気持ちを酌みながら見守っていくというような当初の答弁もございましたとおり、組合といたしましては、我々ができる限りの、現在、新しい新白雲荘と申しましうか、地域還元施設の建設に向けてスピード感を持って取り組んでいるところでございますので、あわせてご理解いただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 次、第4項目に移ります。

3Rの実効ある推進について質問いたします。

（1）平成30年第2回定例会で、こういう答弁がございました。「2013年度を基準として、2021年度までの8年間に、ごみの発生量を15.6%削減、資源化率は24.8%に引き上げるとの目標を掲げている」という答弁がありましたけれども、実際に平成29年度の実績はどうだったのか、それをどのように総括しておるのか。このように、2013年度を基準として2021年度

までの8年間の計を立てただけけれども、実際にこれ、どうですか。そこをリアルに答えていただきたいと思います。

(2) ですけども、また、新施設の稼働までの3年間、これから3年間ですね、つまり2021年稼働です。その3年間に3Rを積極的に推進していくと答弁しているんです。新施設の稼働まで徹底的に3Rをやるというわけですよ。どうしてこれをやるのか。どういう手だてがありますか。これを保証する実効性ある対策をどのように持って、どういう体制で何をどう具体的にやるのか、それを明確にお答えいただきたいと思います。

(3) ですけども、現在3市1町で実行しているごみの減量化、資源化(容器包装プラスチック類、紙類の資源化等)をさらに推進するべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

そうしたら、そのこととの関係で、年間約1万6,000メガワットの発電を実施するというふうに目標を立てているんですけども、矛盾するんじゃないですか、これは。

以上が1回目の質問です。

○議長(山本進君) 業務課長・高野君。

○業務課長(高野浩通君) 3Rの実効ある推進についての(1)及び(2)について答弁申し上げます。

まず、3市1町のごみの発生量でございますが、こちらは、地域計画の策定以降、毎年徐々に減少しているというような状況でございます。

また、3Rの推進のための実効ある対策でございますが、3市1町では平成31年度に一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、それぞれの情勢に応じて、ごみの発生抑制や再使用、再資源化を計画し、推進してまいります。

資源化の目標を達成するための施策としては、平成29年度から新治地方広域事務組合の区域で施設に搬入された草木類の分別・資源化を開始したほか、石岡市では平成30年度から古布の分別回収を新たに開始するなど、3Rの推進のための動きが促進してきております。また、草木につきましては、新施設の稼働に向けまして、全地域での実施を調整中でございます。

また、組合が施設の処理の中で実施可能な資源化といたしまして、新施設の稼働までの3カ年におきまして、新たに、牛乳パックや古布の回収ボックスを施設内に設けたり、また草木のコンテナなどを施設内に設置するなどして回収することなどを検討してまいります。

これら組合での活動のみならず、3市1町と連絡を密にしながら情報を共有し、有益な取り組みの輪を広げ、地域全体に浸透するような取り組みの広がりを積極的に後押ししてまいります。その結果として資源化率の目標を達成するよう努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 全くこれ具体的じゃないですよ。私が例えば石岡の議会で、ごみの資源化で質問することが増えているんですよ。厳しく私は批判しているんです。減っていないじゃないかと。これ、何やっているのということを言っているんだけど、これ、数字を言ってくださいよ。2013年を基準として、今、2018年度ですけれども、この間にどのようにごみの発生量が削減され、資源化率がどうなっているのか、こういう場合のこれは数字を示さなければ意味がないんですよ。「徐々に」なんて、徐々に言ってもわかりませんよ。徐々にというのは答弁じゃないです。明確にこれは答えてもらわないと、答弁になっていません。

それから、あと（3）の矛盾するんじゃないかと。そういうことで言うと。もう一度この件について答弁をしてください。そして、年間約1万6,000メガワットの発電量を確保するためには、燃やすごみはどれくらい必要なの。そして、それは平成29年度の実績との関係で言えば、どれだけ増やす必要があるんですか。あるいは、減らしても大丈夫なの。1万6,000メガワット。私は、増やさなければ達成できないと思っているんだけど、増やすということになれば、ごみの減量化と矛盾するんじゃないの、明確に。矛盾するんですよ、これは。そこを答えてください。

○議長（山本進君） 業務課長・高野君。

○業務課長（高野浩通君） それでは、ただいまの（1）と（2）の2回目につきまして、私のほうから答弁させていただきたいと存じます。

まず、発生いたしました3市1町区域内のごみの減少傾向を数値でということでご質問いただきましたので、ご説明させていただきたいと思います。

3市1町管内から発生しましたごみ、3事務組合に搬入されましたごみの総量プラスそれぞれの市町が独自に行っております集団回収とか、それから集積所から収集をいたしまして直接古紙の間屋さん等に運びました施設を通らなかったごみ、そちらの総量でございます。それにつきましては、平成29年度の実績量が6万7,472.12トンということで、同様に前年28年度の実績が6万7,918.73トンということで、前年度を100といたしますと、29年度の実績は95.46%、マイナス4.54%という形で減少をしております。

一方、資源化したものの量でございます。施設処理によります資源化量プラス集積所から直接古紙の間屋さんへ搬入されたもの、集団回収されて資源化されたものを足した総量でございます。平成29年度の資源化されました総量は1万522.66トンでございます。前年度と比較いたしますと、重量にして762.18トン、率にして7.81%ほど増加しているというような状況でございます。

(1) と (2) につきましては以上でございます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

なお、傍聴者に申し上げます。ご静粛をお願いいたします。また、賛否を表明するような内容の発言は厳に慎んでいただきたいと思いますので、ご注意願います。

○建設計画課長（嶋田勉君） 3Rの実効ある推進について、(3)について答弁申し上げます。

平成30年第2回定例会で答弁をさせていただきましたとおり、ごみの減量化や資源化などのできる限り行い、ごみを減らした上で、燃やさざるを得ないごみについては焼却し、その中で発生した熱エネルギーを発電に回し有効活用をいたしますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（山本進君） 以上で一般質問を終結します。

（日程第8 議案質疑）

○議長（山本進君） 日程第8、議案質疑を行います。

質疑は通告の順にこれを許します。

5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従いまして議案質疑を行います。

まず、議案第1号についてでございますけれども、平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）について質問いたします。

補正予算書5ページ、新広域施設整備工事費が5億4,811万円減額になっております。先ほど管理者から外郭的説明があったわけですが、それではよくわかりませんので、今、ずっとこれは工事費が増えてくる。そういう中で減額補正するというのはどういうことなのか、よくわかるように説明をお願いしたいと思います。

以上が議案第1号についての議案質疑の1回目です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長（嶋田勉君） ただいまのご質問の1、議案第1号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）、(1)について答弁申し上げます。

霞台厚生施設組合では、これまで新広域ごみ処理施設の支払い計画を平成29年度入札時の事業者提案に基づいた計画としておりました。契約後、DBO業者による提案内容をもとに、基本設計及び実施設計を進めてきたところです。これらの実施設計を踏まえ、全体事業費及び全体の交付対象事業費の変更はないものの、当初予定していた執行計画の年割額に変更が

生じたものです。

以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 何ですか、そうすると、そもそも立てた部分に比べて、DBO業者ですね、デザインビルトオペレータだと思いますけれども、その業者がやったらば、それに合わなくて減らしたと。じゃ、その最初の計画というのは何なんですか、それは。全く合わなかったということになるのか、一般分に対して合わなかったから減らしたということになるんですか。そんなざさんなこと……ずさんというか、そんなに合わないことがあっていいんですか。

1回目の質問です。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） それでは、小松議員の質疑の1番目の2回目の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

実は、こういった数カ年にわたる工事を実際に実施していく中で、実は全国的にもどこでも起こり得るものでございまして、当初の想定のときは、大体バランスをとりながら事業費を検討していくわけですが、実際に実施設計の段階におきまして、さまざまな部材、もしくはプラントの内容等を詳細に計画をしたことに合わせまして工程を見直しますと、全体の実施する内容は変わらないんだけど、どこの年度に完成していくか、どこで出来高が発生してくるかというものについては当然の見直しが行なわれるものでございまして、我々のほうとしては、これは致し方がない変更であるふうに理解し、環境省のほうともそのように計画の変更をつないでいくところでございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） それを全国的に一般化されたということは困るというか、そんなことはやっぱりまずいと思うんですよ、これについては。そういうことを言いたいと思います。全部これ、市民の税金でやっているわけだから、もっと誠実にやってもらわないと、こういう大ざっぱに減らせと、ほんでつじつまが合えばいいんだというようなやり方では困るんですけれども、どうですか。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。次の質問に移ってください。

○5番（小松豊正君） はい。

議案第2号・平成31年度霞台厚生施設組合一般会計予算について質問いたします。

(1) 予算書1ページ、一時借入金について説明を求めます。

この一時借入金というものは、私は議員をやってそう長くはないんだけど、こういう言葉を聞いたのは私は初めてです。一時借入金というのはどういう法的な根拠があって、この場合どれだけのやっぱり額を限度額想定して、どういう手法で集めて、どういうふうにこれ返すんですか。説明をお願いします。

(2) 予算書4ページ、衛生費、整備事業Ⅰ、均等割100%、整備事業Ⅱ、事業割100%、このことについて説明を求めます。

(3) 予算書5ページ、物品売払収入、資源回収有価物売却量2,560万円の内訳はどうなっているのか説明を求めます。

(4) 予算書5ページ、雑入8万5,000円について説明を求めます。

以上が1回目の質問です。

○議長(山本進君) 総務課長・宮本君。

○総務課長(宮本明君) 私からは、2点目の議案第2号・31年度霞台厚生施設組合一般会計予算についての(1)、(2)、(4)についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)について。

地方自治法第235条の3第1項から3項の規定に基づき、組合が一会計年度内において歳計現金が不足した場合に、一時的な現金の不足を補うために借り入れする資金で、資金収支の状況を勘案し、借り入れをする場合の最高限度額を設定したものです。

次に、(2)について答弁申し上げます。

整備事業Ⅰにつきましては、施設整備事業に係る事務費及び人件費等の構成市負担割合です。3市1町とも25%で、金額が同額であることから、均等割100%と表記いたしました。

次に、整備事業Ⅱについては、整備事業費の負担割合が3市1町の協定により決定しております。ご質問の説明欄、下の米印、構成市負担割合を合計し、事業割100%と表記いたしました。

次に、(4)について答弁申し上げます。

職員4名分の団体生命保険料還付金及び共済関係保険事務に係る取り扱い手数料を計上しております。また、諸設備機器使用料については、自動販売機消費電気料及び電気量自動検針端末使用料でございます。

以上でございます。

○議長(山本進君) 業務課長・高野君。

○業務課長(高野浩通君) 私のほうからは、(3) 予算書5ページの物品売払収入、資源回収有価物売却量2,560万円の内訳につきまして答弁申し上げます。

物品売払収入、資源回収有価物売却量の内訳ですが、平成31年度に売り払う予定の資源物

と申しますのは、鉄類、アルミニウムなどの非鉄金属類、ガラス類、新聞紙、雑誌、段ボール、ペットボトル等でございます。

これらの収入の予算額につきましては、直近12カ月の実績をもとにしました平成31年度の売り払い予定数量に、流通価格等を勘案して設定いたしました単価を乗じて算出をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 2回目の質問ですけれども、この物品売払収入、資源回収有価物売却量についてなんですけれども、これは私は決算のときとかにも質問したんですけれども、こういう物品売払収入とかこれは単価が変わるんですよ、そのときによって。だから、こういう場合の予算書を出す場合には、その資料として一覧表を、前回は、つまり前年度実績はこれくらいあったと。今年度はこういうことがあるから少し増えるだろうとか同じだろうとかやって、単価がこうだと。だから、こうなるんですという、やはりこれはそういう資源回収有価物の売却予算を立てているわけです。収入を立てているわけですから、その根拠の数字をやっぱり資料として私は出すべきだと思うんですよ。こういう予算議会でしょう、これは。第1回目の定例議会なんだから。それを前にも私は取り上げて、出すように検討すると言われたと思うんですけれども、出していないんです、今回も。これは出すようにお願いしたいと思うんです。そのことについて、いいですか、そういうことで。

それから、もう一つは、この諸設備機器使用料6万3,000円とありますよね。これはどこに何を貸して、どのくらいの使用料をもらっているのか、そのことについて答弁を求めます。

○議長（山本進君） 総務課長・宮本君。

○総務課長（宮本明君） ただいまのご質問に答弁申し上げます。

電気自動検針の端末の使用料でございます。諸設備機器使用料につきましては、自動販売機の消費電力量と、ただ今申し上げました自動検針の端末の使用料でございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 業務課長・高野君。

○業務課長（高野浩通君） 有価物の積算根拠の資料につきましては、積算の単価、それから数量をわかりやすく表記するなどして、次回から提示をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） それでは、今回のやつから出してください。予算からです。それを裏

づける資料。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。次の質問に移ってください。

○5番（小松豊正君） わかりました。

それでは、次に、議案第3号・霞台厚生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて質問いたします。

第5条で、現金出納の検査を毎月末日に行うことにしたということになるわけですが、まず、そういうふうの一部を改正することになったわけで、その経過、どういう経過があって、どういう理由があってそういうふうにするのか。それは理由があると思うんです。今までやっていなかったことをやるんだから。そのことについて改めてお答えください。

○議長（山本進君） 総務課長・宮本君。

○総務課長（宮本明君） 3点目、議案第3号・霞台厚生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについての（1）について答弁申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施するものです。

また、毎月例日を定めることとされており、管理市である石岡市が末日と定めていることから、組合も末日といたしました。

以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） それはわかりました。

○議長（山本進君） 以上で議案質疑を終結します。

（討 論）

○議長（山本進君） 次に、討論を行います。

討論は通告の順にこれを許します。

5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番、日本共産党の小松豊正です。

議案第2号・平成31年度霞台厚生施設組合一般会計予算に対する反対討論を行います。

今、地球規模で、地球温暖化対策で脱炭素社会の取り組みが広がっています。ごみ問題の解決は、住民とともに、3Rに基づくごみの減量化・資源化を図ることにあります。全国的に先進的な事例も数多く報告されています。

ところが、霞台厚生施設組合では、3市1町にある3つのごみ処理施設について、科学的な老朽の度合いの調査をせずに、長寿命化の可能性も検討しないで、国・県の言いなりにごみの減量化に反する広域ごみ処理施設の建設に向けて準備を強行してきました。

今回提案されている平成31年度予算の総額は、前年度比3.5倍を上回る76億4,373万円です。その内訳は、新広域ごみ処理施設整備費が70億5,262万円となっています。これまで建設費は当初132億円だと言ってきたのが、その後172億円、さらに予定価格が195億円、落札価格が165億2,400万円になりましたが、これに周辺整備、白雲荘代替施設の建設費・解体料を含めれば、優に200億円を超えて、どこまで膨れ上がるかわかりません。

このような新広域ごみ処理施設を、住民がよくわからない中で、住民投票など具体的な住民の意見を聞くことをしないで本格的に強行しようとする平成31年度一般会計予算に強く反対します。

議員各位の賛同をお願いして、議案第2号・平成31年度霞台厚生施設組一般会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（山本進君） 以上で討論は終わりました。

（採 決）

○議長（山本進君） これより採決に入ります。

議案第1号・平成30年度霞台厚生施設組一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第2号・平成31年度霞台厚生施設組一般会計予算について採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第3号・霞台厚生施設組監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

午後3時53分休憩

午後 3 時 5 5 分再開

○議長（山本進君） 休憩前に引続き会議を開きます。

（追加日程第 1 議案第 4 号の上程、説明、採決）

○議長（山本進君） ただいま管理者から議案第 4 号・監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、議案第 4 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にいたします。

地方自治法第 117 条の規定により、8 番・高安能久君の退席を求めます。

〔高安能久君 退場〕

○議長（山本進君） 管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 議案第 4 号・監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、監査委員 2 名のうち 1 名が平成 31 年 1 月 27 日に任期満了となったことに伴い、新たに監査委員 1 名を選任するため議会の同意を求めるものでございます。

十分にご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（山本進君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案は、正規の手続きを省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第 4 号・霞台厚生施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

○議長（山本進君） ただいま監査委員に選任されました高安能久君のご挨拶をお願いいたします。

○8番（高安能久君） それでは、自席にて失礼をいたします。

ただいまご紹介にあずかりました茨城町選出の高安能久でございます。

地方自治における監査の重要性を鑑み、今後、微力ながら、誠実かつ公正に職務を行ってまいりたいと存じます。よろしくご指導、ご鞭撻のほどお願いいたします。

本日はご苦労さまでございます。

〔拍手〕



◎閉会の宣告

○議長（山本進君） 以上で今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成31年霞台厚生施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 山 本 進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 岡 崎 勉

署名議員 田 家 勇 作

資 料

平成 31 年 霞台厚生施設組合議会 第 1 回定例会議事日程

平成 31 年 2 月 22 日

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期の決定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 議会運営委員の選任について

日程第 5 諸般の報告

日程第 6 議案第 1 号ないし第 3 号

議案第 1 号 平成 30 年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出補正予算(第 2 号)

議案第 2 号 平成 31 年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出予算認定

議案第 3 号 霞台厚生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 7 一般質問

日程第 8 議案質疑・討論・採決

追加議事日程

日程第 1 議案第 4 号

霞台厚生施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

平成 31 年度霞台厚生施設組合議会第 1 回定例会発言通告一覧

【一般質問】

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	小松豊正	<p>1 新広域ごみ処理施設の建設費総額と財源について</p> <p>(1) 前回答弁のあった総額 184 億 2 千万円にはっていないのは、解体工事費だけか。</p> <p>(2) 現在稼働している 3 つのごみ処理施設の解体工事費を新広域ごみ処理施設の建設費総額に入れないと、住民にとって金額の大きさがリアルに認識できないので入れるべきだと考えるが、なぜ入れないのか。解体費はどのように見積もっているのか。</p> <p>松戸市では約 200 トンの規模の解体費用が 12 億 1,000 万円となっている。トン当たり 605 万円です。単純に処理能力のトン数で考えれば、現在の霞台が 126 トン、茨城美野里が 105 トン、新治地方広域が 120 トンで 3 施設合計で 351 トン×605 万円＝21 億 2,355 万円となります。そうすると総額は 205 億 4,355 万円となります。優に 205 億円を超え、大変な額になる。財源はどう考えているか。</p> <p>(3) 中間置場に係る基本方針はどうなったか。内容と総事業費、どこが負担するのか説明を求める。</p> <p>2 マテリアルリサイクル施設の建設費は妥当か</p> <p>(1) 第 1 期計画の 22 億円が予定価格では 33 億になり、落札価格は約 40 億円になった。当初の 22 億円が落札では約 40 億円と 1.8 倍に膨れ上がった。なぜこういうことがおこったのか、明確な説明を求める。</p> <p>(2) マテリアルリサイクル施設の建設費の基準はなにか。</p> <p>(3) 全国的な例からも、妥当な価格とは言えないのではないかと、全国的な例をあげて説明を求める。</p> <p>3 地域還元施設等整備について</p> <p>(1) モデル候補地 A の場合とモデル候補地 B の場合のメリット、デメリットについて説明を求める。</p> <p>(2) なぜ、ごみ焼却熱をお風呂に活用しないのか、納得のいく説明を求める。</p> <p>(3) 供用開始までの期間、これまで「白雲荘」を利用してきた地域住民には多大の不便をかけることになる。これらの住民がふれあいの里を利用した場合、差額の 300 円を軽減してほしいとの要望は強いが、検討結果はいつ出すのか。</p> <p>4 3R の実効ある推進について</p> <p>(1) 平成 30 年第 2 回定例会で「2013 年度を基準として 2021 年度までの 8 年間に、ごみの発生量を 15.6%削減、資源化率は 24.8%に引き上げるとの目標を掲げている」との答弁があったが、平成 29 年度の実績についてどのように総括しているか。</p> <p>(2) また「新施設の稼働までの 3 年間で 3R を積極的に推進していく」と答弁しているが、これを保障する実効性ある対策をどう打つのか。</p> <p>(3) 現在、3 市 1 町で実行しているごみの減量化、資源化（容器包装プラスチック類、紙類の資源化等）をさらに推進するべきだがどうか。そのことと年間約 16,000 メガワットの発電を実施することは矛盾するのではないかと。</p>	<p>正副管理者 担当課長</p> <p>管理者 担当課長</p> <p>正副管理者 担当課長</p> <p>正副管理者 担当課長</p>

平成 31 年度霞台厚生施設組合議会第 1 回定例会発言通告一覧

【議案質疑】

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	小松豊正	<p>1 議案第 1 号 平成 30 年度 霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第 2 号）について</p> <p>(1) 補正予算書 5 ページ 新広域施設整備工事が 548,110（千円）減額になった理由について説明を求める。</p> <p>2 議案第 2 号 平成 31 年度 霞台厚生施設組合一般会計予算について</p> <p>(1) 予算書 1 ページ 一時借入金について説明を求める。</p> <p>(2) 予算書 4 ページ 衛生費 整備事業 I 均等割 100% 整備事業 II 事業割 100%について説明を求める。</p> <p>(3) 予算書 5 ページ 物品売払収入 資源回収有価物売却量 25,600（千円）の内訳はどうなっているか、説明を求める。</p> <p>(4) 予算書 5 ページ 雑入 85（千円）について説明を求める。</p> <p>3 議案第 3 号 霞台厚生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて</p> <p>(1) 第 5 条で、現金出納の検査を毎月末日に行うことにした経過と理由について、説明を求める。</p>	<p>担当課長</p> <p>担当課長</p> <p>担当課長</p>